

消防消第4号
令和4年1月13日

各都道府県消防防災主管部
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課長
(公印省略)

消防職員の厳正な服務規律の確保の徹底等について

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。
消防職員にあっては、その職務の適正な遂行のため、厳格な服務規律の確保、法令の遵守が求められており、各地方公共団体におかれては、消防職員の服務規律の確保に日々努められていることと承知しているところです。

これに関し、「令和2年度消防職員の懲戒処分者数等に係る調査について（依頼）」（令和3年8月19日付け消防消第330号）において依頼しました調査結果を別紙のとおり取りまとめました。

また、今般、愛知県の稲沢市消防本部で、速度超過による免許停止処分を受けていたにも関わらず上司に報告せず、さらに免許停止期間中において、救急車を運転し、物損事故を起こすという事案が発生しました。

この事案は、消防が守るべき国民の生命及び身体等に危険を及ぼす行為で、決してあってはならないものであり、消防行政及び消防職員全体に対する国民・住民の信頼を著しく損ね、周囲の職員の士気を低下させるなどの弊害を起こしかねないものです。

各地方公共団体においては、改めて厳正な服務規律の確保に努め、綱紀の粛正に万全を期するとともに、消防職員の倫理の保持に一層努めるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してこの旨周知されるよう併せてお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁消防・救急課
職員第一係 村上、永峯、矢野
電話：03-5253-7522
FAX：03-5253-7532
E-Mail：shokuin@soumu.go.jp

消防職員の懲戒処分者数及び分限処分者数について
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

- この調査は、各消防本部が令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）に行った懲戒処分及び分限処分に係る職員数の状況を把握するために実施したものである。
- 調査の対象となる者は、各消防本部に所属する消防職員である。
- なお、令和2年度中に同一の者が複数回にわたって複数の処分に付された場合、その数を重複して計上している。

1 懲戒処分者数の状況

- 令和2年度中に懲戒処分を受けた職員数は373人であった。
- 事由別にみると、「一般サービス関係」126人(33.8%)が最も多く、次いで「交通事故・交通法規違反」102人(27.4%)、「公務外非行関係」99人(26.5%)、「監督責任」37人(9.9%)、「公金物品取扱い関係」9人(2.4%)の順となっている。
- 種類別にみると、免職26人、停職93人、減給101人、戒告153人となっている。

懲戒処分者数の状況（事由別・種類別）

（単位：人）

| 事由 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 合計 |
|-------------|------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 一般サービス関係 | 1 (6) | 31 (25) | 48 (49) | 46 (40) | 126 (120) |
| 交通事故・交通法規違反 | 9 (12) | 16 (36) | 18 (18) | 59 (53) | 102 (119) |
| 公務外非行関係 | 16 (17) | 42 (61) | 24 (45) | 17 (22) | 99 (145) |
| 公金物品取扱い関係 | 0 (2) | 4 (2) | 2 (2) | 3 (3) | 9 (9) |
| 監督責任 | 0 (0) | 0 (0) | 9 (20) | 28 (37) | 37 (57) |
| 合計 | 26 (37) | 93 (124) | 101 (134) | 153 (155) | 373 (450) |

(注) 1 ()内の数字は、前年度の人数を示す。

2 2以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

2 分限処分者数の状況

- 令和2年度中に分限処分を受けた職員数は894人であった。
- 事由別にみると、「心身の故障の場合」883人(98.8%)が最も多く、次いで「刑事事件に関し起訴された場合」6人(0.7%)、「職に必要な適格性を欠く場合」4人(0.5%)、「勤務実績が良くない場合」1人(0.1%)の順となっている。
- 種類別にみると、免職2人、降任4人、休職888人となっている。

分限処分者数の状況（事由別・種類別）

（単位：人）

| 事由 | 免職 | 降任 | 休職 | 降給 | 合計 |
|---------------------|----------|----------|--------------|----------|--------------|
| 勤務実績が良くない場合 | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) |
| 心身の故障の場合 | 1 (0) | 0 (2) | 882 (793) | 0 (1) | 883 (796) |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | 0 (1) | 4 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 4 (3) |
| 職制等の改廃等により過員等を生じた場合 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | 0 (0) | 0 (0) | 6 (7) | 0 (0) | 6 (7) |
| 条例に定める事由による場合 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 合計 | 2 (1) | 4 (4) | 888 (800) | 0 (1) | 894 (806) |

(注) 1 ()内の数字は、前年度の人数を示す。

2 2以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。